

高松市監査委員告示第14号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成19年8月16日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成13年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公共施設の維持管理コスト分析

(1) 措置を講じた部課名 産業部中央卸売市場業務課

ア 措置通知日 平成19年4月27日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 計画的な維持改修計画による維持管理を行うべきもの

計画的な維持改修計画による維持管理を行うべきものについては、平成19年3月23日付けで施設整備計画書（平成20年度～24年度）を策定し、それに基づき計画的かつ効率的な施設の維持改修を行うこととした。

第2 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 公有財産の管理について

(1) 措置を講じた部課名 都市整備部河港課

ア 措置通知日 平成19年4月20日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 出資団体等から事業報告書入手し、その内容を検討することに

ついて

出資団体等から事業報告書を手に入れ、その内容を検討することについては、平成19年4月19日付けで事業報告書を手入りのうえ、内容を検討し、適切に処理されていることを確認した。

第3 平成17年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 下水道事業の財務に関する事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 都市整備部下水道管理課

ア 措置通知日 平成19年7月24日

イ 意見を付した事項および措置された内容

(ア) 一般会計からの補填を増やさないために、下水道使用料の改定や水洗化率の向上等収益性の改善に取り組むことについて

下水道使用料については、平成19年1月に下水道財政収支計画（平成19年度～21年度）を策定し、資本費平準化債を有効活用することなどにより、改定しないこととした。また、水洗化率の向上については、平成17年度から専任の下水道普及促進員を配置したことに加え、18年度には特に水洗化率の低い地域について、戸別訪問を行い、水洗化の促進を図った。

(イ) 賦課対象区域の告示を受益者申告書の送付前に行うことについて
賦課対象区域の告示については、平成18年度から受益者申告書の送付前に行うこととした。

(ウ) 受益者負担金の滞納整理票の作成において、滞納管理上、必要な部分だけが作成されるシステムへ変更を行うことについて

受益者負担金の滞納整理票については、平成18年度から不納欠損処理済のものを表示しないこととした。

(エ) 滞納者の取立てにおいて、高額滞納者を対象とした戸別訪問や「排水設備新設届出書」の提出時に再請求を行う等積極的な方策を講じることについて

平成18年度から特に高額滞納者への戸別訪問を行うこととしたほか、受益者負担金の未納者に対しては、「排水設備等新設等確認申請書」の提出時に受益者負担金の再請求を行うこととした。